

なごや **認知症** の人 おでかけあんしん 保険事業

加入のご案内



認知症の人が事故を起こしたときに備える「賠償補償制度」です。

補償される事故の例

ここでの事故は、他人をケガ・死亡させたり、
他人の財物を壊して法律上の損害賠償責任を負う事故のことです。



他人に
ケガをさせた



他人の物を誤って
紛失した



他人の物を
誤って壊した

※介護保険サービス等利用中の事故は対象外となる場合があります。
※補償の対象となるかは、事故後の保険会社の調査をもとに決まります。

対象になる人

名古屋市民であり、認知症の診断を受けている人

※軽度認知障害（MCI）は対象外です。

補償の内容

①賠償責任保険：上限2億円

②給付金：上限3千万円（事故の相手方（名古屋市民）の死亡または後遺障害）

③見舞金：15万円（事故の相手方（名古屋市民以外）の死亡）

※②、③は誰も賠償責任を負わない事故の場合に、その相手方に支払われるものです。

保険料

無料 ※診断書（初回のみ必要）は自己負担です。

申請の方法と 流れ

裏面のとおりに ※もの忘れ検診にかかる精密検査からも申請できます。

お問い合わせ先

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 名古屋市認知症相談支援センター

〒466-0027 名古屋市昭和区阿由知通3-19 昭和区役所6階

〈本事業受付事務局用〉[年末年始、祝日を除く 月～金9：00-17：00]

TEL 052-734-7099 FAX 052-734-7199

〈実施主体〉名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

